

第 31 号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年 3 月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、工事申込者から徴収する。この場合において、設計の審査（以下「設計審査」という。）又は完成検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)給水装置工事に係る道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の許可に係る申請の代行をすると</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、工事申込者から徴収する。この場合において、設計の審査（以下「設計審査」という。）又は完成検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

<p>き。<u>1件につき 17,000円に100分の110を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項第1号から第3号まで及び第6号の手数料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込みの後、徴収することができる。</p> <p>3、4 [略]</p>	<p>2 前項第1号から第3号までの手数料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込みの後、徴収することができる。</p> <p>3、4 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市水道条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた同条第1項第6号の申請の代行に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた同号の申請の代行に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

給水装置工事に係る道路占用許可の申請の代行に係る手数料の新設に伴い、条例を改正する必要があるため。